

ヒグマ出没時の美桑が丘における森林環境教育の開催判断基準

(1) 背景

美桑が丘は、下川町が 2010 年に取得し、2012 年から森林文化を創造するシンボルゾーンとして森のあそびを含めた森林環境教育のフィールドとしての活用を中心に、幅広く住民が利用できる森林として、NPO 法人森の生活（以下、「森の生活」という）が指定管理者として住民参加型で整備を進めてきた。

2025 年 4 月には土地所有者が下川町から森の生活に変更となった。同年、森の生活と町で「美桑が丘の利活用に係るパートナーシップ協定」を締結し、美桑が丘が町民に身近な森林であり続けるために、協力しながら利活用を推進することとし、管理運営を行なっている。

なお、2025 年には、生物多様性の豊かなフィールドとして国から「自然共生サイト」として認定を受けており、7 種の希少種を含む 150 種以上の生物が確認されている。

(2) ヒグマ出没時の美桑が丘における森林環境教育の開催判断基準

美桑が丘で森林環境教育を実施するにあたり、所管課は表 1 を参考に NPO 法人森の生活と十分に協議を行い、総合的に安全だと判断された場合に実施するものとする。

表 1 ヒグマ出没時の美桑が丘における森林環境教育の開催判断基準〔参考〕

有害性段階	ヒグマ出没場所(図 1 参照)		
	美桑が丘周辺	半径約 1 km 圏内	半径約 1 km 圏外
段階 0 (非問題個体)	■行動形態：人間を恐れて逃げる		
	○対応 ・開催中止。 ・出没後 1 週間程度 経過観察	○対応 ・開催中止 ・出没後 3 日間程度 経過観察	○対応 ・予定通り開催
	出没が継続する場合は開催中止期間を延長する		
段階 1～2 (問題個体)	■行動形態：・人家付近、農地に頻繁に出没する ・人間を見ても逃げない・人前にたびたび姿を見せる ・生ゴミ・廃棄物につく・農作物・家畜等を食害した		
	○対応 ・開催中止 ・出没後 2 週間程度経過観察		○対応 ・予定通り開催
	問題が解決しない場合は開催中止期間を延長する		
段階 3～ 緊急問題型 (問題個体)	■行動形態：・食べ物をねだる ・人につきまとい、離れない ・人間を攻撃した。(母グマによる仔グマの防衛行動は除外)		
	○対応 ・開催中止 ・問題個体が確実に排除された場合のみ再開		

※ 有害性段階は令和 8 年 4 月からアニマルアラートに表示

图1 美桑が丘周辺 航空写真真図

